

第 114 号 議 案

公の施設の指定管理者の指定について

長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成16年長崎県条例第75号）第 3 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

公 の 施 設 の 名 称	指定管理者となる団体の名称	指 定 の 期 間
長崎県ビジネス支援プラザ	東京都千代田区三番町 2 番地 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

令 和 6 年 11 月 26 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

長崎県ビジネス支援プラザの指定管理者の指定については、地方自治法第244条の 2 第 6 項及び長崎県ビジネス支援プラザ条例第 6 条の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。